

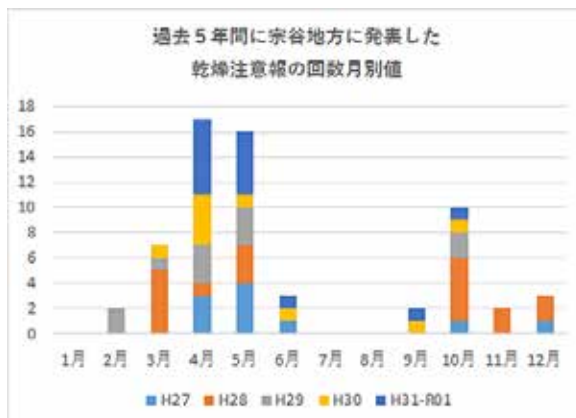
## 乾燥の季節・火の取り扱いに注意

春は大陸の乾いた空気を持った移動性高気圧に覆われて晴れる日が多いことや、南高北低の気圧配置となり、宗谷地方特有の南西の風が強まることで空気が乾燥する時期となります。

図は過去5年間に気象台が宗谷地方に発表した「乾燥注意報」の回数をグラフにしたものです。年により発表回数に増減はありますが、4～5月と10月は発表回数が増えています。

気象台では乾燥により火災や延焼等の災害が発生する恐れがあるときに乾燥注意報を発表します。宗谷地方では一日のうち最も低い湿度である「最小湿度」が30%、木材の乾燥具合を表す「実効湿度」が60%を下回る予想をした場合を発表の目安としています。

このように空気が乾燥し、雪解けも進むこの時期は山林等屋外に出かけることも多く、山火事が多く発生する時期でもあります。また、宗谷地方は風が強くと山火事が発生した場合は広範囲に燃え広がる恐れがあります。火災による被害は甚大なものになることがあります。火の取扱いは日々の注意が必要ですが、気象情報も確認のうえ細心の注意を払いましょう。



※稚内地方気象台ホームページ <https://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html>

お問い合わせ先: 稚内地方気象台 電話: 0162-23-2679

## 犬の飼い主の方へ ~ご登録と予防注射などのお知らせ~

### ○愛犬の登録はお済みですか？

犬を飼われている方は、市町村で犬の登録をしなければなりません。

飼い始めたときに一度登録すると更新の必要はありませんが、次のようなときには届け出が必要になります。

- ・住所を変更したとき(転出入、転居)
- ・飼い主が変わったとき
- ・飼い犬が死亡したとき

### ○狂犬病予防注射

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務付けられています。幌延町では、毎年5月に集合注射を実施していますが、受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院で受けていただくか、住民生活課生活グループまで電話でお問い合わせください。

### ○4月1日(水)～9月30日(水)は野犬掃とう期間です

幌延町のほか、近隣4町(天塩町・中川町・豊富町・中頓別町)では、期間を定めて野犬掃とうを実施しています。

登録畜犬であっても、期間中係留されていない犬はすべて野犬とみなし、誤殺しても町は責任を負いませんので、必ず係留しましょう。

ペットは家族の一員です。マナーを守り、正しく飼いましょう。



お問い合わせ先: 住民生活課 生活グループ 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812